

104 せきぶつじゅうおうぞう  
石仏十王像



指 定 市有形文化財 昭和56年 8 月 1 日  
所在地 御 馬 寄  
所有者 御 馬 寄 区



十王は、冥府<sup>めいふ</sup>で亡者<sup>もうじゃ</sup>の罪状を決める判官の総称で、秦<sup>しん</sup>広<sup>こう</sup>王<sup>おう</sup>・初<sup>しよ</sup>江<sup>こう</sup>王<sup>おう</sup>・宋<sup>そう</sup>帝<sup>てい</sup>王<sup>おう</sup>・五<sup>ご</sup>官<sup>かん</sup>王<sup>おう</sup>・閻<sup>えん</sup>魔<sup>ま</sup>王<sup>おう</sup>・変<sup>へん</sup>成<sup>じやう</sup>王<sup>おう</sup>・太<sup>たい</sup>山<sup>ざん</sup>府<sup>ふ</sup>君<sup>くん</sup>・平<sup>びやう</sup>等<sup>とう</sup>王<sup>おう</sup>・都<sup>と</sup>市<sup>し</sup>王<sup>おう</sup>・五<sup>ご</sup>道<sup>どう</sup>転<sup>てん</sup>輪<sup>りん</sup>王<sup>おう</sup>をいう。亡者は、初七日に秦広王の序で裁判を受けるのを皮切りに、27日・37日・47日・57日・67日・77日・百カ日・1カ年・3年の計10回、各王のもとで裁判を受け、罪の軽重を判定され、次の世の生処を決められるといわれている。このうち最もよく知られているのが、57日の裁判を行う閻羅王すなわち閻魔王であろう。だが、生前、十王に対して供養を行なった者は、死後その業報を軽くすることができるといわれ、十王信仰が広まった。

この十王を石に刻んだものも各地に残されているが、それには各王を1体ずつ別々に刻んだもののほかに、一つの石の一面に10体を全部彫刻したもの、石祠の各面に10体を分けて彫刻したものなどがある（『日本石仏事典』）。

この十王像の石像が御馬寄に数体ある。損傷がはげしく何王かわからないが、きわめて古いものであることはまちがいない。なお、十王像が損傷したり、失われてしまった理由としては、この地が崖くずれの発生しやすい場所だったことが考えられるが、明治初期の廃仏毀釈<sup>はいぶつきしやく</sup>によって破壊・廃棄されたことも考えられる。

江戸幕府が作成した『中山道分間延絵図』に、塩名田宿に十王堂があったことが記されているが、これについては現在不明である。